

【福祉関連】「私が部会で議論したいこと(審議のポイント)」(資料26抜粋)と区取組等

| 分野 | キーワード | その理由 | ①区取組と成果 | ②今後の課題 |
|--------------------|-----------|--|--|---|
| ① 社会参加（活躍・就労・自立生活） | | | | |
| 福祉・健康 | 活躍 | <p>どんな人でも強みや興味を活かして活躍できることは重要です。例えば、高齢者になっても、もっと働きたい人やこれまでの経験を活かしたい人には、就労という活躍の機会が提供されるべきです。</p> | <p><u>主な取組</u> ・高齢者を対象とした就業セミナーの受講者に対し、就業実習・個別相談や、就業先とのマッチングを実施 ・(株)セブンイレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定に基づき、高齢者の就業先の拡大を図るため、就労支援センターとの連携による「シニア向けお仕事説明会」を開催</p> <p><u>成果</u> ・就業セミナーの受講者への支援結果：9名就業 ・「シニア向けお仕事説明会」来場者数67名、内11名就業</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・介護人材不足が社会問題となっていることから、介護施設における就業実習の更なる充実を図り、高齢者を介護人材への活用につなげる仕組みづくりが必要 ・引き続き就労支援センターやシルバー人材センターとの連携を強化し、高齢者の就業先を拡大することが必要 ・シルバー人材センターにおいて、高齢者の経験やスキルを活かせる求人先の開拓を更に進めることが必要 |
| 福祉 | 誰にでもやさしい街 | <p>街中に「やさしさ」や「思いやり」のある行動が広がれば、差別をしない「誰にでもやさしい街」に繋がりコミュニティも形成できます。</p> | <p><u>主な取組</u> ・差別解消支援地域会議の目指す方向性に「誰にとってもやさしいまち杉並をめざして」を掲げ、パンフレット、パネルやホームページで普及啓発を実施 ・障害者団体・区・民間事業者との協働でまとめた「杉並区で見つけた良かったことやモノ」パンフレット約5,000枚、パネル10枚の作成</p> <p><u>成果</u> ・「誰にでもやさしい街 杉並をめざして」のポスター・ちらしを町会・自治会、障害福祉施設、バリアフリー協力店、公共施設等、約1,500所に配布し、取組の輪を広げている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・「誰にでもやさしい街」の更なる普及啓発に向けて、教育や地域など、福祉分野以外と連携した取組や仕組みづくりが必要 ・ソーシャルディスタンスが求められるコロナ禍にあっても、心のバリアフリーが推進されるよう、障害者の声を集め、区民の具体的な行動に結び付くようにすることが必要 |

| 分野 | キーワード | その理由 | ①区の実践と成果 | ②今後の課題 |
|-------------------------------------|-----------------------|--|--|---|
| ② 共生社会づくり（地域包括ケアシステム、支え合い活動） | | | | |
| 福祉 コミュニティ | 共助の充実 地域共生社会の創造 | 誰もが健やかに暮らしていくうえでは、公助だけでなく共助を充実することが重要と考えるため | <u>主な取組</u> ・地域住民等が地域生活課題を把握し、解決に取り組むことができるよう、「地域支え合いの仕組みづくり事業」を実施 地域福祉コーディネーターの活動件数 361件（令和元年度） ・「地域共生社会」の構築に向けて、区民や地域関係者の理解を図るための講演会を開催 地域に向けた講演会 26名（令和元年度） ・高齢者の暮らしを支える公的サービスに加え、地域住民や関係機関が中心となって、地域の課題等を検討し、解決に向けた取組をすすめる生活支援体制整備事業を実施 区全体を圏域とする第1層協議体の設置（平成28年度） 地域包括支援センター（ケア24）の担当圏域に第2層協議体を設置 28協議体（令和元年度） ・複合化した課題を抱えた事例について、高齢・障害・子ども・生活困窮分野等の関係機関の職員が一同に集まり、支援会議を通じ包括的な支援体制づくりを実施 包括的な支援体制づくり 相談件数173件、支援会議132回（令和元年度） | <ul style="list-style-type: none"> ・現在モデル地区で実施している「地域支え合い仕組みづくり事業」の取組効果を検証し、区全域で事業展開をしていくことが必要 ・地域の住民同士の支え合いの土壌づくりや気運を高めていくための周知活動が必要 ・SOSが出せない潜在的な事例を把握していくことや、対応が長期化する事例についてのアプローチの仕組みづくりが必要 ・地域の中で支え合いやネットワークづくりなど同様な取組を展開している仕組みについて、分野や制度を超えて一元化した仕組みに見直すことが必要 |
| 福祉・健康 | 共生 多様性 | 健康は誰もが望むものであり、良くない状態を「予防」したいと思うものです（例：介護予防、認知症予防）。しかし、地域には必ずしも健康な人ばかりではなく、病気や障がいを持つ人も多く暮らしています。そういった人との共生を考え、多様性を受け入れられるような区になるとよいと考えます。 | <u>成果</u> ・地域福祉コーディネーターの取組をすすめたことにより、地域で課題を抱えている世帯の存在や実態が把握できるようになってきた。 ・在宅医療・生活支援センターにおける支援会議の開催により、複雑・複合化した事例を世帯全体の課題として捉え、分野を超えた連携ができるようになり、解決に結びつく事例も増えてきた。 | |
| 福祉 コミュニティ | 福祉ニーズへの横断的 で重層的な支援 | 複雑化・複合化・（潜在化）している福祉ニーズに対し、コミュニティ形成の観点も含めた包括的な対応と地域住民を巻き込んだ支援体制の構築が重要と考えるため | | |

| 分野 | キーワード | その理由 | ①区の実施と成果 | ②今後の課題 |
|--------------|---------------------|--|---|--|
| 福祉・医療 | 地域共生社会づくり | 杉並区を的確な区域割に地域包括ケアシステムづくりをすすめる。 | <p><u>主な取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター（ケア24）20所を中心に、ケア24ごとの日常生活圏域等で在宅生活を支える地域づくりを推進し、地域包括ケアシステムのネットワークの構築に向けた取組を実施 ケア24総合相談件数 127,665件（令和元年度） ケア24の地域ケア会議の開催 193回（令和元年度） <p><u>成果</u></p> <p>地域ケア会議等を活用し高齢者を中心とした関係機関・関係者・地域住民とのネットワークづくりを推進できた。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの深化に向けて、ケア24の機能強化、地域課題・解決方法の抽出・検討、ケアマネジメント力の向上、在宅医療体制のさらなる充実、地域の支え合いによる生活支援推進のための連携強化等を図っていく必要がある。 |
| 医療・福祉・コミュニティ | 支援者支援・人生の最終段階へのサポート | 誰かを支えようとする人への支援・人生の最終段階への学びや準備を多世代が行い人生100年時代を最期まで暮らし続けられる地域づくりを進めることが重要であると考えため | <p><u>主な取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を介護している家族や近隣の援助者等に対して、介護方法や介護者の健康等についての講座を開催 講座開催：91回 参加者数1,700人（令和元年度） ・認知症高齢者の家族が相互に支え合う「介護者の会」や「カフェ・サロン」の活動を支援 介護者の会：14カ所、カフェ・サロン：14カ所（令和元年度） ・在宅医療の普及啓発や「終活」をテーマにした区民向けのフォーラム等を開催 講演会：2回 参加者数543人（令和元年度） <p><u>成果</u></p> <p>地域における出会いや学びあう機会を通じて、地域住民と介護者が相互に支え合う環境づくりをすすめることができた。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・今後も在宅介護を担う介護者や援助者等のニーズを把握し、支援内容の充実を図る必要がある。 ・人生の最終段階についての学びや終活は区民の関心も高く、区民ニーズに即した講座内容にするとともに、普及啓発や周知活動に工夫が必要である。 |
| 福祉・コミュニティ | 介護離職予防・Wケアサポート | Wケアに陥る世代のサポートを行い介護離職予防、介護人材の確保、虐待防止等を行うことが重要であると考えため | <p><u>主な取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・いわゆるダブルケアなど複合化した課題を抱えた困難事例に対しては、支援会議等を通じて包括的な支援体制で対応を実施 包括的な支援体制づくり 相談件数173件、支援会議132回（令和元年度） ・介護離職予防、高齢者等の虐待防止に向けた講演会等の開催やリーフレットの作成 関係者向け研修4回 講演会の開催 1回 虐待防止リーフレット作成 <p><u>成果</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダブルケア等の事例対応 2件 ・ヤングケアラー等の事例対応 4件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ダブルケアで悩みを抱える世帯の把握方法の確立と、支援者向けに「気づき」のための的確な周知を実施することが必要 ・ヤングケアラーという新たな課題も出てきており、実態把握や支援体制づくりが必要 |

| 分野 | キーワード | その理由 | ①区の実施と成果 | ②今後の課題 |
|-------|-------------------------------|--|---|--|
| 福祉・健康 | 社会的孤立 | 社会的孤立とは、「家族や地域とほとんど接触がない客観的な状態」と定義されます。一人の時間は誰にでも必要ですが、いざ助けが欲しい時、あるいは助けが必要な状態の時に、社会的に孤立していると適切な関わりが得られません。そういった状態の人が少しでも少なくなればと考えます。 | <p><u>主な取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 生活自立支援窓口（くらしのサポートステーション）において、生活困窮や社会的孤立（引きこもりや家族・地域関係の問題）も含め相談支援を行っている。 相談件数8,387件（令和元年度） <p><u>成果</u></p> <ul style="list-style-type: none"> くらしのサポートステーションが作成した支援プランに基づき、就労につなげることのほか、自立に向けた居場所をつくり、伴走型の支援を実施している。 | <ul style="list-style-type: none"> 複合的な課題を抱える社会的孤立の深刻化した事例も増えており、適切に対応できる支援体制づくりをすすめていく必要がある。 |
| 福祉 | 地域の手に対する専門職（保健師・看護師、社会福祉士）の関与 | 個別支援避難プラン作成に関して専門職が強く関わるにより個々の障害特性に合ったプランが出来る。 | <p><u>主な取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 民生児童委員が個別避難支援プランを作成する際に、地域包括支援センター（ケア24）や地域相談支援センター（すまいる）の職員が同行できるように取り組んでいる。また、担当のケアマネジャーにプランの作成自体を委託することも可能 個別避難支援プラン作成件数 7,769件（令和元年度末累計） <p><u>成果</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 登録者に対する作成率：74.1%（令和元年度末） | <ul style="list-style-type: none"> 個別避難支援プランの作成に専門職の関わりを増やすためには、居宅介護支援事業所など、介護等に関わる事業者に対する区の実施の周知と理解・協力を得ることが必要 |

| 分野 | キーワード | その理由 | ①区の実施と成果 | ②今後の課題 |
|--|---------------------|--|--|---|
| ③ その他、基盤整備など（担い手の確保、情報連携、既存資源の活用） | | | | |
| 医療・福祉 | 在宅診療 | 在宅の老人に電話診療を行ったり、産婦人科に行きづらい女の子が気軽にオンラインで医師に相談したり、何らかの事情で病院へ行きにくい人々が在宅診療・相談できるシステムを拡充すべきと思ったため | <p><u>主な取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅診療が必要な方に対し、在宅医療を行う診療所情報等を事業者情報検索システム（区ホームページ）や冊子等で周知に努め、在宅医療相談調整窓口を設置し、支援を行っている。 在宅療養ブック（冊子）作成 4500部 <p><u>成果</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅医療相談窓口 相談件数 407件（令和元年度） | <ul style="list-style-type: none"> 電話やオンラインによる診療については、国が診療報酬の取扱いを定め、診療所が実施を決める事項となっている。 今後、電話やオンラインによる診療等が制度化されたときには、システム化することを含め、実施診療所の情報収集や提供方法を検討する必要がある。 |
| 医療・福祉 | リアルタイム情報・医療福祉情報の一元化 | 感染症感染拡大時や震災時にも、可能な限り在宅生活を継続できることが重要であると考え、有事に生きる情報共有システムの構築、医療・福祉情報の一元管理を平時より自身でも備えられるしくみづくりが必要と考えるため。 | <p><u>主な取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 災害・防災情報メール配信サービスにより地震や水害に関する情報をメール登録者に提供している。 新型コロナウイルス感染症の区内感染状況等について、区ホームページで日々情報を更新し、最新の情報を提供している。 <p><u>成果</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 災害・防災情報メール配信登録者数 24,595名（令和2年9月現在） | <ul style="list-style-type: none"> 災害時等の情報提供方法については、情報通信技術の進展を踏まえ、今後もより正確かつ迅速な方法を導入していく必要がある。 後期高齢者を対象に、令和3年度から医療と介護情報の連携による保健事業と介護予防の一体的実施を始める予定としており、効果的な事業となるよう取組を進めることが必要 |
| 福祉 | 社会福祉法人 | 杉並社協及び区内社福法人の連携（連携法人化を含む）をどう進めるか。 | <p>（改正社会福祉法の成立に伴い、社会福祉連携推進法人に関する事項を新設）</p> <p>（国が策定した「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン」を所管の社会福祉法人に周知）</p> | <p>（改正法の施行は令和4年度の予定）</p> <p>（改正法の施行に向け、国では令和2年11月に有識者による検討会を設置した。今後は検討会の動向を注視していく。）</p> |
| 福祉 | 広い意見の聴取・施策への反映 | 各障害者団体に属さずに生活されている障害者の方の意見も、共生社会実現には必要と考えるため | <p><u>主な取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 障害をお持ちの方の生活実態やサービスの利用意向等を把握するため、3年に1回、「地域生活に関する調査」を実施。また、日頃から、区の窓口や障害福祉サービス事業者等を通じて寄せられた情報についても共有し、施策に反映 <p><u>成果</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年実施の「地域生活に関する調査」では、1,631名の障害者から回答があり、障害福祉計画の策定等に活用 | <ul style="list-style-type: none"> 関係各課と連携し、区の施策を分かりやすく情報発信することが必要 |

| 分野 | キーワード | その理由 | ①区の実施と成果 | ②今後の課題 |
|------|-------------------------------|--|---|---|
| 社会保障 | 年金・医療・介護に子育て支援を加えた全世代型社会保障の推進 | 経済的、社会的理由による分断と格差を生み出さない包摂社会が、ポストコロナの時代に求められているため。 | <p><u>主な取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保の保険者努力支援制度は、保険者の予防・健康インセンティブの取組を評価するものである。疾病予防の取組として、特定健診、特定保健指導、糖尿病性腎症等重症化予防事業等を実施している。 特定健診 受診者32,439人 実施率45.1% 特定保健指導 実施者375人 実施率10.9% 糖尿病性腎症等重要化予防事業 実施者19人 ・介護保険の介護インセンティブ交付金として、高齢者の介護予防・重度化防止のために、認知症総合支援、通いの場への参加促進、個人へのインセンティブ等の取組を実施している。 <p><u>成果</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者努力支援制度交付金154,013千円（令和2年度実績） ・介護インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金・保険者努力支援交付金）の交付実績156,803千円（令和2年度実績） | <ul style="list-style-type: none"> ・評価項目で未達の取組について、対策を講じる必要がある。 ・国の全世代型社会保障検討会議の動向を把握し、今後の区の事業や区民周知等を適切に実施することが必要である。 |
| 福祉 | LGBTQ | 渋谷区のパートナーシップ制度のように、性的なダイバーシティを受け容れる社会づくりを表明する必要があると感じたため | <p><u>主な取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・杉並区では、すべての人が性別にかかわらず等しく認められ、かけがえのない存在として互いに尊重しあい、自分らしさを発揮して存分に活躍することができる社会づくりを目指して、杉並区男女共同参画行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、行動計画に基づき各種の取組を実施しています。 ・行動計画の毎年度の進捗状況は、各事業担当課による自己評価をまとめたうえ、杉並区男女共同参画推進区民懇談会（学識経験者や地域団体の代表など14名の委員で構成）の意見を聴取し、報告書にまとめ、公表しています。 <p>区では、当面、パンフレットや広報・ホームページのほか、LGBT当事者等による講演会などの多様な手法を用いて、性的少数者に対する区民の正しい理解をより一層深める取組に力を注いでいくこととしています。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年1月に行った「性的少数者についての区政モニターアンケート調査」結果について、同テーマで平成27年1月に実施した調査結果と比較すると、例えば「性的マイノリティという言葉の意味」の周知度が上昇している一方、「性的マイノリティの人々の人権侵害」に関しては、侵害されている又はどちらかといえれば侵害されていると感じる、と回答した割合（27年度：68.0%、元年度：63.9%）は若干下がっています。また、「性的マイノリティに対する社会全体の理解は進んでいるか」を問う設問では、肯定的な回答と否定的な回答がほぼ半数ずつという結果となっており、この問題に対する区民の受け止めは一律ではない状況です。これらの調査結果に加え、区議会でも様々な議論があることから、ご指摘の同性パートナーシップ制度については、性的少数者の問題について、多くの区民の共通認識を得られるかが何よりも大きい課題と考えます。 |